

報告第6号

予算の繰越しについて

令和6年度総社市水道事業会計予算を次のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、これを市議会に報告する。

令和7年6月6日提出

総社市長 片岡 聡 一

報告理由

元町井手本線（土木関連）配水管布設工事外5件については、諸種の事情で年度内完了が見込めないことから、繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したものである。

令和6年度総社市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	元町井手本線(土木関連)配水管布設工事	32,560,000	0	32,560,000	0	0	32,560,000	0	0	関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が困難なため
資本的支出	建設改良費	久代配水池更新工事	48,600,000	0	48,600,000	48,600,000	0	0	0	0	令和7年度上半期に中間検査のうえ、支払い予定(同意済未発行企業債)
資本的支出	建設改良費	泉～黒尾配水管布設2工区工事	46,200,000	0	46,200,000	0	14,666,000	31,534,000	0	0	国の補正予算に伴い要望事業が前倒して採択されたことから、年度内完了ができないため
資本的支出	建設改良費	圧力発信機調達事業	528,000	0	528,000	0	0	528,000	0	0	緊急で部品が必要となりメーカー納期に日数を要し、年度内完了が困難なため
合計			127,888,000	0	127,888,000	48,600,000	14,666,000	64,622,000	0	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	他会計負担金			
収益的支出	営業費用	遠方監視装置(旧簡易水道)移設業務	3,300,000	0	3,300,000	0	0	3,300,000	0	0	新庁舎の開庁日が予定より遅れたため
収益的支出	営業費用	遠方監視装置移設業務	1,760,000	0	1,760,000	0	0	1,760,000	0	0	新庁舎の開庁日が予定より遅れたため
合計			5,060,000	0	5,060,000	0	0	5,060,000	0	0	